



愛媛労働局発表
平成27年10月27日

【担当】

愛媛労働局雇用均等室

室長 藤田 恭子

地方機会均等指導官 渡辺 園子

(電話) 089(935)5222

(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

パートのお悩み何でもどうぞ!!無料相談ダイヤルの実施について

パートタイム労働者向けに無料電話相談を行います。

現在、パートタイム労働者やアルバイトなど、短時間労働者は雇用者全体の約3割を占めていますが、賃金などの待遇が、その働きや貢献に見合っていない等の問題もあり、相談の潜在的ニーズは高いものと考えられます。

また、平成27年4月1日から、改正パートタイム労働法が施行されていますが、より多くの短時間労働者や企業に対し、改正法に関する知識を深め、雇用管理の改善を促進する必要があります。

このため、愛媛労働局（局長 天野 敬）では、パートタイム労働者等を対象に、無料電話相談を実施いたします。

期 間 : 平成27年11月9日(月)から11月13日(金)

9:00~17:00

電話番号 : ☎0120-953-441

- パートタイム労働者以外に、派遣労働者やアルバイト、正社員の方からの相談もお受けします。労働者だけでなく、法制度に係る事業主の方からの問合せもお受けします。
- パートタイム労働に限らず、育児・介護休業、セクハラ等に関する相談も幅広くお受けします。
- 相談はすべて無料です。匿名でも相談でき、相談内容などのプライバシーは守られます。
- 上記以外の期間でも雇用均等室で労働相談をお受けします。
(開庁時間 平日8:30~17:15 TEL 089-935-5222)

パートのお悩み何でもどうぞ!!無料相談ダイヤル

～パート労働、育児・介護休業、セクハラ等の疑問・ご相談にお答えします～



育児休業は正社員しかとれないの？

職場でセクハラを受けて困ってる。
どうしよう…

入社した時に聞いた労働条件と違う気がするけど。言いにくいな…

パートから正社員になれないの？



この機会に職場での悩みを相談してみませんか？

日時：平成27年11月9日（月）～11月13日（金）
9：00～17：00

0120-953-441

相談の内容：パートで働く皆さんの働き方や育児休業、セクシュアルハラスメント等に関する
疑問や相談にお答えします。正社員や事業主からの相談も受け付けますので、こ
の機会にお気軽にご相談ください。

※通話料は無料です。

※プライバシーは守られます。

お気軽に愛媛労働局雇用均等室へお問い合わせください。

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL **089-935-5222** HP：<http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>